

## 赤塚植物園サポート事業参加費取扱要綱

(平成26年8月19日区長決定)  
一部改正(令和3年3月17日土木部長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、赤塚植物園サポート事業参加費について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象事業)

第2条 赤塚植物園サポート事業参加費の対象事業は、赤塚植物園の施設整備に係る事業(樹名板製作設置)とする。

### (申込み)

第3条 前条の事業に参加しようとする者は、赤塚植物園サポート事業参加申込書(別記第1号様式)により、申込みを行うものとする。

### (収納等の事務の所管)

第4条 事業参加費の収納に関する事務は、みどりと公園課が行う。

2 区長は、前条の規定による事業参加申込があったときは、参加金額を決定し、赤塚植物園サポート事業参加決定書(別記第2号様式)により通知するとともに、東京都板橋区会計事務規則(昭和39年板橋区規則第3号。以下、「会計事務規則」という。)第22条に基づき、歳入の調定を行う。

### (事業参加費)

第5条 赤塚植物園サポート事業に参加しようとする者は、赤塚植物園サポート事業参加費を区に納入するものとする。

2 事業参加費の額は、一口5,000円(樹名板製作設置費一基あたり相当分)とする。

### (納入方法)

第6条 赤塚植物園サポート事業参加費は、赤塚植物園サポート事業参加決定書とともに送付する会計事務規則第26条に定める納入通知書により納付するものとする。

### 付則

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 赤塚植物園サポート事業参加申込書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

〒 \_\_\_\_\_  
ご住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
お名前 \_\_\_\_\_

ご連絡先 電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

1 参加申込金額

万 円

赤塚植物園サポート事業参加金額									
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

( □ × 5,000円 )

2 参加する事業について

赤塚植物園における樹名板の設置

3 樹名板への表示

【お名前】

表示するお名前は15文字以内で、個人または団体・企業名をお書き下さい。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【メッセージ】

表示するメッセージは20文字以内で、赤塚植物園の緑に関すること、個人の思いなどをお書き下さい(広告・宣伝や植物園管理上ふさわしくない表示はできません)。

<例> みどりにつつまれた植物園をいつまでも

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

樹名板への表示を希望しない(希望しない場合はチェックをお願いします)

4 板橋区のホームページへの掲載

掲載することに同意いただける内容にチェックをお願いします。

同意する (公表する内容 お名前 参加金額 メッセージ) 同意しない

5 樹名板取付作業への参加について

平成27年4月に赤塚植物園で開催する予定の「グリーンフェスタ」で、樹名板の取付作業を行う予定です。取付作業への参加についてチェックをお願いします。

参加を希望する 参加を希望しない

土木部みどりと公園課

TEL:03(3579)2533

Email :d-midori@city.itabashi.tokyo.jp

第2号様式（第4条関係）

事案番号  
年 月 日

様

板橋区長

赤塚植物園サポート事業参加決定書

年 月 日付けでお申し込みいただいた事業については、下記のとおり参加を決定いたしました。

記

- 1 事業名 赤塚植物園サポート事業
- 2 参加金額・参加口数 千円  
( 口 )
- 3 事業内容 赤塚植物園における樹名板の設置
- 4 樹名板への記載 お名前  
メッセージ
- 5 板橋区のホームページへの掲載  
(お名前 参加金額 メッセージ )

(担当)板橋区土木部  
みどりと公園課  
電話 03(3579)2533

Email :d-midori@city.itabashi.tokyo.jp